

臨時職員募集要項

公益社団法人千葉市観光協会

臨時職員募集にあたり、雇用するにあたっての勤務条件は下記のとおりとなります

雇 用 形 態	パート・アルバイト形式による臨時職員
勤 務 場 所	公益社団法人千葉市観光協会 事務局 [千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター10階]
雇 用 期 間	令和4年 7月 1日 から 令和5年3月31日まで
勤 務 時 間	始業時間 9時00分、終業時間 17時00分 (1日の所定労働時間 6時間以内、休憩時間 1時間) 但し、所定の勤務時間外に残業を命ずることがある。
仕 事 の 内 容	(1)事務補助 (経営管理係に関する業務の補佐他) (2)観光案内業務 (3)その他 上司の命を受けた事項
休 日	週休日：土曜日及び日曜、祝日法による休日、年末年始(12月29日～1月3日) 但し、業務上必要がある場合は、週休日を他の日へ振替又は、代休日を指定して勤務を命じることがある。
休 暇	1. 年次有給休暇は、勤務年数及び当年度の実労働日数に応じ与える。 2. その他の休暇は無給とする。
賃 金	1. 時間給 990円 (基礎賃金 960円、職務手当 30円) 2. 通勤手当は、全額実費支給とする。 3. 法定時間外労働に対する割増率 25% 4. 賃金締切日 当月末 5. 賃金支払日 翌月21日 6. 昇給はしない。 7. 賞与、退職金は支給しない。
そ の 他	1. 労働災害保険、雇用保険に加入する。 2. 退職を希望する場合は1ヶ月前に申し出ること。 3. 契約の期間の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、協会の経営状況により判断のうえ4回を限度とし更新することがある。 4. 協会の運営上の都合により、契約内容については契約期間中であっても協議の上変更することがある。 5. 本募集要項に記載のない事項については公益社団法人千葉市観光協会臨時職員就業規程による。